

【機密性 2】

【配布資料】

裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項等

1 裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（付議事項）

別紙のとおり

2 裁判官研修に関する報告事項

派遣型研修のうち、判事を対象とする民間企業短期研修について、令和7年度以降の実施をとりやめる。

(別紙)

裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（案）

(1) 合同研修（実施場所は司法研修所。ただし、カリキュラムの一部を受入先施設で実施することがあるほか、裁判所職員総合研修所や外部団体と合同で実施することがある。）

ア 裁判系（判事・判事補。3日間以内）

(ア) 事件分野別の分類

a 民事訴訟事件

- ① 民事通常訴訟事件全般
- ② 税務、会計、金融等の企業経済活動全般に関わる訴訟事件
- ③ IT（システム開発やインターネットの利用）に関する訴訟事件
- ④ 建築関係訴訟事件、建築調停事件
- ⑤ 医事関係訴訟事件

b 行政訴訟事件

c 労働訴訟・保全、労働審判等の労働関係事件

d 知的財産権関係の訴訟・保全事件

e 民事その他事件

f 刑事訴訟、令状、医療観察等の刑事関係事件

g 人事訴訟事件、家事調停・審判事件

h 少年審判事件

(イ) 主たる対象者による分類

主たる対象者に応じて以下の四つに分け、事件分野別の必要に応じて実施する。

a 基礎（左陪席クラス）

b 基本（右陪席クラス）

c 実務（裁判長・右陪席クラス）

d 専門（テーマに対応する裁判官）

イ 導入系（判事・判事補。期間は以下のとおり）

参加する者の特性に応じて以下の三つに分けて実施する。

(ア) 年次（1週間以内）：判事補・判事の任官時等の節目の年次に到達した者

(イ) ポスト（1週間以内）：支部長、部総括、所長等のポストに就任した者

(ウ) 役割（3日間以内）：特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者

ウ 基盤系（判事・判事補。3日間以内）

裁判や組織運営の基盤となる一般的資質・能力の涵養を目的として、事件分野にとらわれない広範な分野を取り上げて実施する。

エ 簡易裁判所判事の研修（簡易裁判所判事。期間は以下のとおり）

(ア) 裁判系（3日間以内）

(イ) 導入系（1週間以内。ただし、新任簡易裁判所判事が参加する研修のうち、1本については約1か月間）

オ 調停官の研修（調停官。3日間以内）

調停官が裁判官と同等の権限を有する職務について、調停官に任官した者に対し、所要の研修を実施する。

(2) 個別研究（参加する者は判事・判事補。期間・実施場所は以下のとおり）

ア 司法研究（2年間以内）：各所属庁、司法研修所のほかヒアリング先等

イ ミニ研究会（1日間以内）：各実施庁

ウ 各種調査・研究（随時必要な期間）：司法研修所又は調査研究受入先